契約条項 P-8132_260313

甲は、表記記載のスタートパック designed for Microsoft 365、クラウド活用設定サービス designed for Microsoft 365、ユーザー登録サービス designed for Microsoft 365（以下、併せて「本サービス」という）を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1.「スタートパック designed for Microsoft 365」（以下、「本サービスA」という）のサービス内容および提供条件は次のとおりとします。

(1)基本サービス
①乙は、甲が記入した作業依頼書にもとづき次の事項を実施します。
イ） 環境設定値のヒアリングとヒアリングシートの記入
ロ） ユーザー登録用CSVファイルのインポートによるユーザーアカウントの設定
ハ） 甲が指定した登録ユーザー5 名までの管理者権限の付与
ニ） 甲が設定を依頼した場合、管理者ユーザーに対する多要素認証設定
ホ） 甲が設定を依頼した場合 Microsoft365 に独自ドメインを追加するためのDNSレコードの設定
②甲は、乙が登録した任意の1ユーザーアカウントで正常にサインインできることを確認するものとし、当該確認をもって本号①ロ)ハ)ニ)の作業は完了とします。
③甲は、Microsoft 365管理サイトでドメイン名を確認するものとし、当該確認をもって本号①ホ)の作業は完了とします。
④基本サービスには次の作業は含まないものとします。
イ） 通常ユーザーの多要素認証設定
ロ） Active Directory とのアカウント連携設定（同期/シングルサインオン）

(2)Exchange Online設定オプション
①乙は、記入したヒアリングシートの各項目の環境設定値にもとづき次の事項を実施します。
イ） Exchange Online を利用するための DNS レコードの設定
ロ） 共有メールボックス作成の設定（5個まで）
ハ） 配布グループの作成（5 個まで）、もしくはCSVによる一括インポート
ニ） リソースメールボックスの作成（5個まで）
②甲は、乙が本号①で設定した設定値をヒアリングシートの動作確認項目にもとづき確認するものとし、当該確認をもって作業は完了とします。
③Exchange Online設定オプションには、次の作業は含まないものとします。
イ） メール移行に伴う、要件定義、運用設計、およびその他の設計行為
ロ） Exchange Online 設定オプション完了後のメールの配送確認
ハ） 既存メールサーバーからのデータ移行
ニ） Exchange と Exchange Online の共存環境の設定
ホ） 甲のLAN内のSMTPサーバー、メーリングリストサーバーとの共存環境の設定
④移行期間中および DNS 切替え時におけるメール配送の遅延、もしくはメールの喪失については、乙はいかなる責任も負わないものとします。

(3)Teams設定オプション
①乙は、記入したヒアリングシートの各項目の環境設定値にもとづき次の事項を実施します。
イ） Teams の設定（チームの新規作成 5 個まで、チャネルの新規作成5個まで）
ロ） Teams 環境設定（セキュリティポリシーの設定）
②甲は、乙が本号①で設定した設定値をヒアリングシートの動作確認項目にもとづき確認するものとし、当該確認をもって作業は完了とします。
③Teams設定オプションには、次の作業は含まないものとします。
イ） 既存のチームやチャネルに対する作業
ロ） 外部ユーザーアカウントとの接続設定

(4)ドキュメントライブラリ設定オプション
①乙は、記入したヒアリングシートの各項目の環境設定値にもとづき次の事項を実施します。
イ） サイトの作成（1個まで）
ロ） ドキュメントライブラリの作成（3個まで）
ハ） ドキュメントライブラリのアクセス権の設定
②甲は、SharePoint Online サイトで作成したドキュメントライブラリへファイルをアップロードできることを確認するものとし、当該確認をもって作業は完了とします。
③ドキュメントライブラリ設定オプションには、次の作業は含まないものとします。
イ） ドキュメントライブラリ配下のフォルダ作成
ロ） 既存のファイルサーバーからのデータ移行

(5)クライアントPC設定オプション
①乙は、記入したヒアリングシートの各項目の環境設定値にもとづき次の事項を実施します。
イ） Office 365 アプリケーションのインストール
ロ） メール環境設定（1アカウントまで）
ハ） Microsoft 365 ログインサイトのブックマーク登録
ニ） 甲が設定を依頼した場合、旧メールアカウントの送受信設定
②甲は、乙が本号①で設定した設定値をヒアリングシートの動作確認項目にもとづき確認するものとし、当該確認をもって作業は完了とします。
③クライアントPC設定オプションには、次の作業は含まないものとします。
イ） メールデータの移行
ロ） Outlookクライアント以外に対しての設定

(6)「本サービスA」の提供条件は、次のとおりとします。
①甲のMicrosoft 365の利用契約が有効であること
②Microsoft 365の動作要件を満たした作業用PCが用意されていること
③Micreosoft 365 管理サイトへのログイン（ユーザーID・パスワードの入力）は甲が行い、乙に代行させないこと
④登録するユーザー数は甲が契約するライセンス数を超えていないこと
⑤ユーザー登録用 CSV ファイルが作業当日までに用意されていること
⑥Exchange Online設定オプションを提供する場合、甲の責任のもと既存メールサーバーで使用している有効なメールアカウントの登録を乙に依頼すること
⑦クライアントPC設定オプションを提供する場合、作業対象のPCがMicrosoft365の動作要件を満たしていること
⑧複数拠点に提供する場合、拠点単位で台数に応じたクライアントPC設定オプションを提供すること

2.「クラウド活用設定サービス designed for Microsoft 365」（以下、「本サービスB」という）のサービス内容および提供条件は次のとおりとします。

(1)乙は甲が記入した作業依頼書にもとづき下記の項目を設定します。各項目で定めた個数を追加する場合は、個数に応じた項目数を発注するものとし、数量は注文書に記載のとおりとします。
[Exchange Online]
① 共有メールボックス作成（5個まで）
② 配布グループ作成（5個まで）、もしくはCSVによる一括インポート
③ リソースメールボックス作成（5個まで）
[Teams]
④ チーム新規作成（5個まで）

⑤ メンバー追加登録
⑥ チャネル新規作成（5 個まで）
⑦ セキュリティポリシー設定
[SharePoint Online]
⑧ サイト作成（1 個まで）
⑨ ドキュメントライブラリ作成（3 個まで）
⑩ ドキュメントライブラリのアクセス権設定

(2)甲は、乙が前号で設定した内容を作業依頼書の動作確認項目にもとづき確認するものとし、当該確認をもって作業は完了とします。

(3)「本サービス B」の提供条件は、次のとおりとします。
①以下いずれかのサービスで構築された環境であること。
イ）スタートパック designed for Microsoft 365
ロ）オンライン オフィススイート導入パック（Office 365 対応）
ハ）利用環境設定サービス（Office 365 対応）
②甲の Microsoft 365 の利用契約が有効であること
③Microsoft 365 の動作要件を満たした作業用 PC が用意されていること
④Micreosoft 365 管理サイトへのログイン（ユーザーID・パスワードの入力）は甲が行い、乙に代行させないこと

(4)「本サービス B」には、次の作業は含まないものとします。
①既存のチームやチャネルに対する作業
②外部ユーザーアカウントとの接続設定
③ドキュメントライブラリ配下のフォルダ作成
④既存のファイルサーバーからのデータ移行

3.「ユーザー登録サービス designed for Microsoft 365」（以下、「本サービス C」という）のサービス内容および提供条件は次のとおりとします。

(1)乙は、甲が記入した作業依頼書の各項目の環境設定値にもとづき次の事項を実施します。
①ユーザー登録用 CSV ファイルのインポートによるユーザーアカウントの設定
②甲が指定した登録ユーザー5 名までの管理者権限の付与
③甲が設定を依頼した場合、管理者ユーザーに対する多要素認証設定

(2)甲は、乙が登録した任意の 1 ユーザーアカウントで正常にサインインできることを確認するものとし、当該確認をもって前号①②③の作業は完了とします。

(3)「本サービス C」の提供条件は、次のとおりとします。
① 以下いずれかのサービスで構築された環境であること。
イ）スタートパック designed for Microsoft 365
ロ）オンライン オフィススイート導入パック（Office 365 対応）
ハ）利用環境設定サービス（Office 365 対応）
② 甲の Microsoft 365 の利用契約が有効であること
③ Microsoft 365 の動作要件を満たした作業用 PC が用意されていること
④ Micreosoft 365 管理サイトへのログイン（ユーザーID・パスワードの入力）は甲が行い、乙に代行させないこと
⑤ 登録するユーザー数は甲が契約するライセンス数を超えていないこと
⑥ ユーザー登録用 CSV ファイルが作業当日までに用意されていること

(4)「本サービス C」には、次の作業は含まないものとします。
① 通常ユーザーの多要素認証設定
②Active Directory とのアカウント連携設定（同期/シングルサインオン）

4. 本項は、前 3 項に共通して適用するものとします。

(1) 甲は、作業完了後、すみやかに「本サービス」の完了を確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。

(2) 乙は、「本サービス」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、次号後段に定める事項を除き、その扱いについて別途協議するものとします。

(3) 甲は、表記支払条件にもとづき、乙に表記料金を支払うものとします。乙が、「本サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「本サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して表記料金を支払うものとします。

(4) 甲は、「本サービス」を乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。

(5)「本サービス」完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。

(6)「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「本サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 4 号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。

(7) 前 2 号の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。

以上